別表（第２条関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
アルファルファ	ALFALFA	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　船積み前に、船長は荷送人から、貨物がシードケーキに該当しないことを示す書面の提出を受けること。
アルミナ	ALUMINA	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合は、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
焼成アルミナ（焼成粘土）	ALUMINA, CALCINED	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合は、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
アルミナシリカ	ALUMINA SILICA	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合は、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
アルミナシリカペレット	ALMINA SILICA, Pellets	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
硝酸アンモニウム系肥料（非危険物）	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER (non-hazardous)	一　熱源又は発火源と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　50℃を超える温度に熱せられる燃料油を積載するタンク（二重底を含む。）に隣接して積載しないこと。 三　短国際航海（船舶救命設備規則（昭和四十五年運輸省令第三十六号）第一条の二第五項に規定する短国際航海をいう。）の場合を除き、金属製の機関室隔壁と接触して積載しないこと。ただし、船積み地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合には、この限りでない。 四　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 五　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 六　雨中において荷役作業をしないこと。 七　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　積載場所に設置する電気器具は、防爆型のものとするか、又はヒューズ以外の手段により絶縁された状態とすること。 十　荷役作業中は、燃料油の補給を禁止すること。 十一　荷役作業中は、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。 十二　積載中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事その他の着火源を発生する作業を禁止すること。